

# 限度額適用・減額認定証申請手続きについて

## ■ 後期高齢者医療保険・国民健康保険（70歳～74歳）の方

認定証は、住民税非課税世帯の方の医療費や入院時の食事代等を軽減するため医療機関へ提示するものです。

役場福祉課保険係（または大津支所）で申請してください。

【申請に必要なもの】 保険証・印鑑 ※代理の方でも手続きができます。

認定証の交付対象となるのは、次の区分Ⅱまたは区分Ⅰに該当する方です。  
課税世帯・自己負担3割の方は認定証は必要ありません。

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> <li>●世帯全員が所得0円の方（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方）</li> <li>●老齢福祉年金を受給されている方</li> </ul>

毎年8月から翌年7月31日までの認定証となります。  
今年4月から、外来でも認定証が適用されることになりました。

表Ⅰ 自己負担限度額（月額）

区分	負担割合	自己負担限度額	
		外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円+1% <sup>注1</sup> (44,400円) <sup>注2</sup>
一般	1割	12,000円	44,400円
減額認定証交付対象者		区分Ⅱ	8,000円
	区分Ⅰ		15,000円

注1) (医療費総額-267,000円)の1%を加算。

注2) 過去12か月に3回以上、高額療養費の支給を受け、4回目以降の自己負担限度額です。

表Ⅱ 入院したときの食事代

区分	食事療養標準負担額 (療養病床以外に入院された方)	生活療養標準負担額 (療養病床に入院された方)	
		食事代	食事代 居住費
現役並み所得者・一般	1食につき260円	1食につき460円※	1日につき320円
交減額認定対象者証	90日までの入院	1食につき210円	
区分Ⅱ	過去12カ月で90日を超える入院	1食につき160円	
区分Ⅰ	世帯全員が所得0円の方	1食につき130円	
	老齢福祉年金を受給している方	1食につき100円	0円

※ 一部の医療機関では420円です。

## ■ 70歳未満(後期高齢者を除く)の方

入院または高額な外来治療を受ける場合、申請により認定証を交付します。

非課税世帯の方は、入院時の食事代も減額されます。(表Ⅱ参照)

表Ⅲ 自己負担限度額(月額)

所得区分	3回目までの限度額（世帯単位）	4回目以降の限度額 <sup>注3</sup>
一般	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
上位所得者 <sup>注4</sup>	150,000円+(医療費-500,000円)×1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

注3) 過去12か月に、同一世帯で高額療養費に3回以上該当し、4回目以降の限度額。

注4) 国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等が600万円を超える世帯。

<見本>



国保の減額認定証は白、後期はオレンジ色です。

## 国民年金からのお知らせ

# あなたも年金を増やしませんか？

20歳から60歳までの40年間保険料を納めた人が、65歳から受給する老齢基礎年金は満額で**786,500円**（平成24年度額）です。

老齢基礎年金制度に上乗せして年金額を充実させるには「付加年金」「国民年金基金」などの制度があります。

これらの制度に加入すると、納めた保険料や掛け金は全額所得控除となり、所得税や住民税が安くなるというメリットもあります。

### 1 付加年金\_\_ちょっと増やせる

国民年金基金に加入していないことが条件になりますが、自営業者などの国民年金の第1号被保険者の方は国民年金保険料を納付する際に、月額400円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金受給時に、200円×付加保険料納付済期間の月数で算出した額が加算されます。

例えば、付加保険料を10年間（120月）納付したとします。  
 【納めた総額】 400円 × 120月 = 48,000円  
 【1年間に支給される額】 200円 × 120月 = 24,000円

この様に、納付額がいくらであっても、65歳から国民年金をもらいはじめて、2年で元が取れる計算です。

### 2 国民年金基金\_\_選んで増やせる

国民年金基金とは第1号被保険者の方が加入できる公的な個人年金です。

第1号被保険者の方は、サラリーマンや公務員（第2号被保険者）と違い、国民年金にしか加入していませんので、国民年金に上乗せして厚生年金に加入しているサラリーマンと比べると、老後に受けられる年金額にも大きな差が生じます。この年金額の差を解消するために、第1号被保険者の方が加入できる国民年金に上乗せできる年金としてできたのが国民年金基金です。

国民年金基金に加入すれば、第1号被保険者の方の年金も「国民年金」と「国民年金基金」の「二階建て」のしくみとなり、ゆとりある老後資金を準備できます。国民年金基金の年金（給付）の型には、年金額や受け取り期間、遺族一時金の有無、受け取り開始年齢の違う7種類の年金があります。それぞれの特徴を活かして自分にあった年金プランを作ることができます。

加入の仕方や掛金については、北海道国民年金基金に直接お問い合わせください。

※国民年金基金は、国民年金の任意加入被保険者と農業者年金加入者の方は加入できません。

### 3 過去に保険料の納付を免除された期間はありますか？\_\_追納で増やせる

保険料の全額免除や一部納付等の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときと比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。

そこで、これらの期間は、10年以内（平成14年7月分は平成24年7月まで）であれば、あとから保険料を納めること（追納）ができます。

ただし、保険料免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

平成24年度中に追納する場合の加算額を加えた追納額は、右表のとおりです。

免除の承認を受けた年度の保険料を平成24年度に追納する場合の月額

	全額免除	3/4免除	半額免除	1/4免除
平成14年度分	14,940円	—	7,470円	—
平成15年度分	14,720円	—	7,360円	—
平成16年度分	14,510円	—	7,260円	—
平成17年度分	14,560円	—	7,280円	—
平成18年度分	14,610円	10,950円	7,300円	3,650円
平成19年度分	14,640円	10,970円	7,320円	3,650円
平成20年度分	14,760円	11,070円	7,370円	3,690円
平成21年度分	14,840円	11,120円	7,420円	3,700円
平成22年度分	15,100円	11,320円	7,550円	3,770円
平成23年度分	15,020円	11,260円	7,510円	3,750円

平成21年度分以前の保険料に加算額が上乗せされます。

申込み・問合せ先 付加年金・追納 → 帯広年金事務所 ☎0155 (25) 8113  
 国民年金基金 → 北海道国民年金基金 ☎0120 (65) 4192

～民間事業者による納付案内を行っています～

日本年金機構が委託した民間事業者から、文書や電話・訪問による納付案内を行っています。平日だけでなく、土日や夜間も実施しています。

委託事業者  
 日立キャピタル債権回収・日立キャピタル共同企業体  
 問合せ先  
 ☎0120 (211) 725

▽国民年金からのお知らせ

社協だより

役場だより

問合せ先 役場福祉課保険係 ☎(574) 2214  
 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011 (290) 5601

申請・問合せ先 役場住民課住民環境係 ☎(574) 2213